

重要事項説明書 ((介護予防) 認知症対応型共同生活介護用)

R 6 . 1 1

この「重要事項説明書」は、指定認知症対応型共同生活介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業所について

事業所名称	社会医療法人 ましき会 益城病院高齢者グループホームふるさと
代表者氏名	施設長 遠藤 知美
事業所所在地 (連絡先及び電話番号等)	熊本県上益城郡益城町福富 8 4 9 - 2 電話 : 096-286-3779 FAX : 096-289-8820
介護保険指定 事業所番号	(指定事業所番号) 4 3 1 2 8 1 0 7 3 4

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援及び要介護者であって認知症状態にある高齢者・若年者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業を提供することを目的とする。
運営の方針	要支援・要介護状態であって、認知症の状態にある高齢者・若年者に対し、共同生活住居において利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他の保健医療・福祉サービスの提供者及び関係市町村との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。また、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行う。

(3) 事業所の施設概要

開設年月日	平成 1 3 年 3 月 2 7 日
ユニット数	2 ユニット (2 階建て)
面積	7 7 5 . 1 2 m ²
居室数	1 階 9 室 2 階 9 室 ショートステイ 1 室 (1 階)
台所	各ユニットに 1 箇所
特浴	リフト浴 1 機 (1 階ユニット)

(4) サービス提供時間、利用定員

サービス提供時間	24 時間体制
日中時間帯	8 時 3 0 分 ～ 1 7 時 0 0 分
利用定員内訳	1 8 名 (1 階ユニット 9 名、 2 階ユニット 9 名) ショートステイ 1 名

(5) 事業所の職員体制

管理者	(氏名) 遠藤 知美
-----	------------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常 勤 1 名 看護師と兼務
計画作成担当者	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	常 勤 2 名 介護職と兼務
介護従業者	1 利用者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	主 任 2 名 常勤 1 0 名 以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成	1 サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 3 計画作成後においても、定期的に介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食 事	1 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。 2 摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 3 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。

日常生活上の世話	食事の提供及び介助	1 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 2 嚥下困難者のためのきざみ食、ムース食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	1 1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。 2 浴槽の跨ぎが困難な方は、リフト浴での入浴を提供します。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、個々に応じたトイレ誘導やおむつ交換を行います。
	離床・清潔・整容等	1 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。 2 生活リズムを考え、必要時に季節に応じた着替えを行います。 3 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 4 シーツ交換等は定期的に行い、汚れている場合は随時交換します。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため、日常生活の中で生活リハビリを行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、レクリエーションや歌唱、創作活動、体操などを通じた訓練を行います。
健康管理		1 医師による月1回の診察日を設け、利用者の健康管理につとめます。
その他		1 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。 2 良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。 3 利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。 4 常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。 5 常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。

(2) 介護保険給付サービス利用料金・加算料金について

※別表にて添付します

(3) その他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

① 家賃	月額 30,000 円
② 保証金	入居時保証金 30,000 円 利用者の故意・過失・善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による消耗・毀損があった場合には、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退居時に残額を返還します。また、未払い家賃がある場合は、敷金から差し引いて、退居時に残額を返還します。
③ 食費	朝食 430 円/回 昼食 500 円/回 夕食 500 円/回
④ 光熱水費	月額 12,300 円
⑤ 理美容費	理美容代 実費
⑥その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。

※月途中における入退居について日割り計算としています。

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて翌月に利用者あてにお届け（郵送）します。
--	--

※ 利用料、利用者負担額、その他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず支払い期日から遅延し、さらに支払いの督促後も支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 入退居に当たっての留意事項

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護（要支援者）であって認知症であるが、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、認知症の症状に伴う著しい精神症状や行動異常がある場合は、契約の締結が難しくなります。
- (2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
- (3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。

- (4) 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

6 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

7 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8 緊急時の対応方法について

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関・主治医】	医療機関名 社会医療法人ましき会 益城病院 所在地 熊本県上益城郡益城町馬水123 電話番号 096-286-3611 診療科 精神科
---------------------	--

【協力医療機関】	医療機関名 熊本赤十字病院 所在地 熊本市東区長嶺南2丁目1番1号 電話番号 096-384-2111（代） 診療科 救急病院
【地域の連携医療機関】	医療機関名 社会医療法人ましき会 ひろやすクリニック 所在地 熊本県上益城郡益城町惣領1530 電話番号 096-286-3636 診療科 内科・消化器内科・循環器内科
【家族等緊急連絡先】	氏 名 続柄 住 所 電 話 番 号 携 帯 電 話

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

【市町村（保険者）の窓口】 益城町役場 健康福祉部 福祉指導監査課	所在地 熊本県上益城郡益城町木山594 電話番号 096-286-3111 受付時間 9:00～17:15（土日祝は休み）
---	---

10 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）氏名：（ 大内 賢治 ）
- ② 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的（年に3回以上）に避難、救出その他必要な訓練を行います。

11 サービス提供に関する相談、苦情について

（1）苦情処理の体制

提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等に係る利用者及びその家族から

の相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	所在地：熊本県上益城郡益城町福富 8 4 9 番地 電話番号：096-286-3779 受付時間：9：00～17：00 担当職員：遠藤知美・大内賢治
----------	---

12 サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	有
【実施した直近の年月】	令和6年12月
【第三者評価機関名】	NPO 法人 九州評価機構
【評価結果の開示状況】	施設玄関にファイリングして開示しています

13 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ② 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示します。 ③ 受診の際、必要な個人情報について、医療機関等に提供することがあります。

14 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	各ユニット（１・２階）主任
-------------	---------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、５年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

16 地域との連携について

① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

② 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね２月に１回以上運営推進会議を開催します。

③ 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成します。

17 サービス提供の記録

- ① 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ③ 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	熊本県上益城郡益城町福富849番地2
	法人名	社会医療法人ましき会
	管理者	遠藤 知美 印
	事業所名	高齢者グループホームふるさと
	説明者氏名	遠藤 知美 印

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

家族 代理人	住所	
	氏名	